

○狭山市立図書館管理運営規則

昭和５６年３月３１日

教育委員会規則第１号

第１章 総則

(趣旨)

第１条 この規則は、狭山市立図書館条例（昭和５６年条例第２号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、本市が設置する図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔昭和６３年教委規則９号・平成２７年９号〕）

第２章 図書館奉仕

(事業)

第２条 図書館は、図書館奉仕の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (１) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (２) 図書館資料の館内利用及び館外貸出し
- (３) 移動図書館の運営
- (４) 視聴覚教育の振興
- (５) 他の図書館との間における図書館資料の相互貸借
- (６) 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助
- (７) 読書会、研究会、講座、鑑賞会、展示会等の主催及び奨励
- (８) 学校、公民館その他の施設及び団体との連絡協力
- (９) その他図書館奉仕の目的達成に必要な事業

（一部改正〔昭和６３年教委規則９号・平成１１年８号・１７年１０号〕）

第３条及び第４条 削除

（〔平成２７年教委規則９号〕）

(利用の制限)

第５条 図書館資料又は視聴覚教育に係る教材及び教具（以下「視聴覚教材教具」という。）の貸出しを受けた者は、これを第三者に転貸してはならない。

２ 図書館資料又は視聴覚教材教具の貸出しを受けた者は、これらの利用に当たっては、いかなる対価も徴収してはならない。

３ 狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例又はこの規則に違反

した者の違反後の利用を制限することができる。

(一部改正〔平成11年教委規則8号・27年9号〕)

(損害賠償)

第6条 図書館の入館者及び図書館資料又は視聴覚教材教具の貸出しを受けた者が自己の責めに帰すべき理由により、図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は備品若しくは資料等を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成5年教委規則5号・11年8号〕)

(館内利用)

第7条 館内において図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(一部改正〔昭和63年教委規則9号〕)

(個人貸出し)

第8条 図書館資料を個人で館外利用することのできる者は、次に掲げる者とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた者については、この限りでない。

(1) 狭山市並びに所沢市、飯能市、入間市、日高市及び川越市に住所を有する者

(2) 狭山市内（以下「市内」という。）に通勤し、又は通学する者

(全部改正〔平成7年教委規則8号〕、一部改正〔平成16年教委規則7号・27年9号・31年1号〕)

第9条 図書館資料を個人で館外利用しようとする者は、個人貸出登録申込書を教育委員会に提出し、利用券の交付を受けなければならない。

2 利用券を有する者は、利用券を亡失したとき、又はその記載事項に変更を生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 利用券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(一部改正〔昭和63年教委規則9号・平成9年3号・27年9号〕)

第10条 図書館資料を個人で館外利用しようとする者は、貸出しを受けようとするときに利用券を教育委員会に提出しなければならない。ただし、貸出しを受けようとする者が心身に障害を有する場合に、教育委員会がこれにより難いと認めるときは郵送等により貸出しをすることができる。

(一部改正〔昭和57年教委規則1号・63年9号・平成27年9号〕)

第11条 個人で館外利用できる図書館資料は、図書については原則として10冊以

内とし、図書以外の図書館資料については教育委員会の定めるところによる。

2 図書館資料を個人で館外利用できる期間は、15日以内とする。ただし、特別の理由により教育委員会が承認したときは、この限りでない。

3 教育委員会は、貴重図書その他教育委員会が館外利用を不相当と認めた図書館資料については、個人によるその利用を禁止することができる。

(一部改正〔平成5年教委規則5号・10年11号・21年12号・27年9号〕)

(団体貸出し)

第12条 市内の幼稚園、保育所、学童保育室及び小中学校並びに読書活動が継続的に行われている団体で教育委員会が必要と認めるものは、図書館資料のうち図書、雑誌及び紙芝居の館外利用をすることができる。

(全部改正〔平成15年教委規則2号〕、一部改正〔平成27年教委規則9号〕)

第13条 前条の規定による館外利用をすることができる団体（以下「利用団体」という。）は、館外利用をしようとする場合は、あらかじめ団体貸出登録申込書を教育委員会に提出し、利用券の交付を受けなければならない。

(全部改正〔平成15年教委規則2号〕、一部改正〔平成27年教委規則9号〕)

第14条 利用団体の館外利用における貸出数及び貸出期間は、1団体につき200点以内及び1利用につき3月以内の範囲で教育委員会が別に定める。

(全部改正〔平成15年教委規則2号〕、一部改正〔平成27年教委規則9号〕)

第15条 第9条第2項及び第3項、第10条本文並びに第11条第3項の規定は、利用団体による館外利用に準用する。

(一部改正〔昭和63年教委規則9号・平成15年2号〕)

(移動図書館)

第16条 市内を巡回して図書館資料の貸出しその他の図書館奉仕を行うため、図書館に移動図書館を設ける。

(一部改正〔平成5年教委規則5号〕)

第17条 第8条から第11条までの規定は、移動図書館における図書館資料の利用に準用する。ただし、図書館資料の利用できる期間は、特別の理由により教育委員

会が認めたときを除き、次の巡回日までとする。

(一部改正〔昭和63年教委規則9号・平成5年5号・27年9号〕)

第18条及び第19条 削除

(〔平成17年教委規則10号〕)

第2章の2 視聴覚ライブラリー

(追加〔平成11年教委規則8号〕)

(視聴覚ライブラリーの設置)

第19条の2 第2条第4号の事業を行うため、中央図書館に視聴覚ライブラリー
(以下「ライブラリー」という。)を置く。

(追加〔平成11年教委規則8号〕、一部改正〔平成17年教委規則10号〕)

(ライブラリーの事業)

第19条の3 ライブラリーは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 視聴覚教材教具の収集、作成、保管及び提供
- (2) 視聴覚教育の振興のための調査、研究及び指導
- (3) その他視聴覚教育の振興を図るために必要な事業

(追加〔平成11年教委規則8号〕)

(視聴覚教材教具)

第19条の4 ライブラリーで館外利用をすることができる視聴覚教材教具は、次に掲げるものとする。

- (1) 16ミリフィルム
- (2) ライブラリー用ビデオ教材
- (3) 16ミリ映写機
- (4) スライド映写機
- (5) 液晶プロジェクター
- (6) オーバーヘッドプロジェクター
- (7) その他の視聴覚教育に関する教材及び教具

(追加〔平成11年教委規則8号〕、一部改正〔平成15年教委規則2号〕)

(視聴覚教材教具の館外利用)

第19条の5 前条の視聴覚教材教具は、市内の団体が社会教育、学校教育その他公

共的目的に利用する場合に限り、館外利用をすることができる。

(全部改正〔平成15年教委規則2号〕)

(利用手続)

第19条の6 視聴覚教材教具を利用しようとする者は、利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

(追加〔平成11年教委規則8号〕、一部改正〔平成27年教委規則9号〕)

(16ミリフィルム等の利用条件等)

第19条の7 16ミリフィルム又は16ミリ映写機を利用する者は、都道府県の発行する16ミリ映写機の操作技術に係る認定証の所持者によつて16ミリ映写機を操作させるとともに、16ミリフィルム又は16ミリ映写機に損傷を与えないように注意して取り扱わなければならない。

(追加〔平成11年教委規則8号〕)

(貸出期間)

第19条の8 視聴覚教材教具の館外利用をすることができる期間は、1回の利用で3日以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(追加〔平成11年教委規則8号〕、一部改正〔平成15年教委規則2号・27年9号〕)

(館外利用の報告)

第19条の9 視聴覚教材教具の館外利用をした者は、当該視聴覚教材教具を返還するときに、利用報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(追加〔平成11年教委規則8号〕、一部改正〔平成15年教委規則2号・27年9号〕)

(準用)

第19条の10 第9条第2項及び第3項、第10条本文、第11条第3項並びに第13条の規定は、視聴覚教材教具の館外利用に準用する。

(追加〔平成15年教委規則2号〕)

第3章 図書館資料の寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第20条 図書館は、教育委員会が適当と認めた図書館資料について、その寄贈及び寄託を受け入れることができる。

- 2 寄託を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外利用については寄託者の承認を得なければならない。
- 3 図書館は、寄託された図書館資料が天災その他避けることのできない事情により受けた損害に対してその責めを負わない。

(一部改正〔昭和63年教委規則9号〕、一部改正〔平成27年教委規則9号〕)

第4章 組織等

(業務)

第21条 図書館の業務は、次のとおりとする。

中央図書館

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の収受、発送及び記録に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 各種統計、調査及び広報に関すること。
- (5) 図書館協議会に関すること。
- (6) 関係機関、団体等との連絡協調に関すること。
- (7) 図書館資料の収集、管理及び保存に関すること。
- (8) 図書館資料の利用に関すること。
- (9) 調査相談に関すること。
- (10) 郷土資料（地方行政資料を含む。）に関すること。
- (11) 図書館資料の相互貸借に関すること。
- (12) 障害者奉仕に関すること。
- (13) 視聴覚資料に関すること。
- (14) 講演会、講座、おはなし会、展示会等に関すること。
- (15) 移動図書館に関すること。
- (16) 読書団体等の育成及び活動の促進に関すること。
- (17) ライブラリーに関すること。
- (18) その他図書館奉仕に関すること。

狭山台図書館

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 図書館資料の収集、管理及び保存に関すること。

- (3) 図書館資料の利用に関すること。
- (4) 調査相談に関すること。
- (5) 講演会、講座、おはなし会、展示会等に関すること。
- (6) 読書団体等の育成及び活動の促進に関すること。
- (7) 中央図書館との連絡調整に関すること。
- (8) その他図書館奉仕に関すること。

(全部改正〔平成10年教委規則11号〕、一部改正〔平成11年教委規則8号・17年10号〕)

(職員)

第22条 条例第3条の規定により教育委員会が図書館に必要と認める職員として副館長その他の職員を置く。

(一部改正〔昭和63年教委規則9号・平成10年11号・12年5号・19年6号・27年9号〕)

(職務)

第23条 館長は、上司の命を受け、図書館の業務を統括し、その業務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、図書館の業務を掌理するとともに、主査以下の職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、狭山市教育委員会事務局組織規則（平成10年教育委員会規則第5号）第5条第1項の規定を例として、同項の表に掲げる当該職員の職に応じ、同表に定める職務に従事する。

(一部改正〔昭和63年教委規則9号・平成10年11号・12年5号・19年6号〕)

(事業報告)

第24条 中央図書館長は、前年度における図書館の事業概要を、当該年度終了後速やかに狭山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告しなければならない。

(追加〔平成10年教委規則11号〕、一部改正〔平成27年教委規則9号〕)

(指定管理者による管理)

第25条 条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）

に図書館の管理を行わせる場合における第5条第3項、第8条、第9条第1項及び第2項、第10条並びに第11条の規定の適用については、これらの規定（第5条第3項の規定を除く。）中「教育委員会」とあり、及び同項中「狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

（追加〔平成27年教委規則9号〕）

第5章 補則

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（一部改正〔昭和63年教委規則9号・平成10年11号・27年9号〕）

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 狭山市立図書館規則（昭和29年教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則（昭和57年1月30日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年5月2日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月27日教委規則第6号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年5月30日教委規則第9号）

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日教委規則第5号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月29日教委規則第8号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月28日教委規則第11号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 26 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 30 日教委規則第 13 号）

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 8 月 4 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 25 日教委規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 27 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 23 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 30 日教委規則第 12 号）

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 15 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。